



## 新型コロナワクチン接種後に愛南町へ転入された場合の手続きについて

新型コロナワクチンの接種を受けるには、接種日時点で住民票がある市町発行の接種券が必要です。接種履歴は、接種した時点で住民票がある市町でしか把握ができません。

そのため、他の市町で新型コロナワクチンを1回または2回接種された後、愛南町へ転入された方は、2回目または追加接種用の接種券を交付するために手続きが必要です。

必要なもの：接種券交付申請書(1・2回目用または追加接種用)、  
接種済証、もしくは接種履歴が分かるものの写し

場所：役場本庁保健福祉課・城辺保健福祉センター・各支所

## 新型コロナワクチン接種証明書の発行について

マイナンバーカードがあれば、1・2回目と同じ手順で追加接種の証明書もスマートフォンに追加できます。

新型コロナワクチン接種証明書アプリをインストールしてご利用ください。

こちらの二次元コードからダウンロード



App Store (ios)



Google Play (Android)



## 子ども用ファイザーワクチン接種開始について

ワクチンの供給量に合わせて、11歳から年齢順に通知を行います。

基礎疾患等で早めに接種を希望する保護者の方は、保健福祉課までご連絡ください。

対象：5～11歳の子ども

接種開始時期：3月から開始

## 子どもインフルエンザ予防接種費用 償還払い

★やむを得ず、町外の医療機関で接種された方に対し、上限金額の範囲で接種費用を助成します。

対象者/接種回数：愛南町に住所がある 6カ月～12歳 / 2回  
愛南町に住所がある 13歳～18歳 / 1回

接種期間：令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)

補助金額：上限 1回4,100円

申請期限：4月28日(木)

必要なもの：印鑑・振込口座通帳・領収書原本（インフルエンザと記載のあるもの）



[申請場所、問い合わせ先] 役場本庁保健福祉課 電話：72-1212



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方を支援します！

# 事業者への支援施策



愛南町  
ホーム  
ページ

◀ 事業者への支援施策  
一覧はこちら

区分	支援対象	支援施策・内容		担当窓口 (連絡先)	詳細の参照先 ホームページ
支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受けている中小企業者等	事業復活支援金	左記の影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準期間の同月と比べて50%以上または30%以上50%未満減少している場合に、給付金を支給します(法人上限250万円。個人事業主上限50万円)。	事業復活支援金事業コールセンター ☎0120-789-140	中小企業庁 HP
	新型コロナウイルス感染症第6波の影響を受けながらも、事業を継続し感染対策を徹底する中小企業者等 ※ただし、上記の事業復活支援金の受給者は対象外	えひめ版応援金(第4弾)	令和4年1月から3月までのうち、次のいずれかに該当する場合に給付金を支給します(法人20万円。個人事業主10万円)。 ・いずれかの月の売上が平成31年から令和3年までのいずれかの年の同月比で30%以上減少している。 ・連続2カ月(1月と2月または2月と3月)の売上が平成31年から令和3年までのいずれかの年の同期比で15%以上減少している。	経済労働部産業政策課 ☎089-912-2465	県 HP
補助金	国・県の補助金の採択者	中小企業者等経営強化補助金	国(持続化補助金・IT導入補助金)・県(コロナ対応新ビジネスモデル補助金)の各助成金の採択者に対して、町がそれぞれ上乗せして助成します(助成率1/6。上限50万円)		町 HP
	新型コロナウイルス感染症感染対策に取り組む方	新型コロナウイルス感染症感染防止用品・物品補助金	町内に事業所がある方に、衛生用品(消耗品)および感染防止対策物品(アクリル板等)の費用の1/2の額を助成します(衛生用品:上限1万円。物品:上限2万円)。	愛南町役場商工観光課 ☎72-7315	町 HP
		新型コロナウイルス感染症対策店舗等改装費補助金	新型コロナウイルス感染症対策で、町内工事業者施工により店舗等を改装した方に、施工費用の3/4の額を助成します(上限30万円)。		町 HP
休業補償	従業員を一時的に休業させたい方	雇用調整助成金(コロナ特例)	労働者1人につき、上限日額9,000円以上を事業主に助成します。 ※月によって上限日額が違います。	ハローワーク宇和島 ☎0895-22-8609	労働局 HP
		緊急地域雇用維持助成金	国の雇用調整助成金の交付決定額に県と町が上乗せして助成します。	愛媛県産業人材室 ☎089-912-2505	県 HP
		中小企業緊急雇用安定助成金		愛南町役場商工観光課 ☎72-7315	
猶予・その他助成	漁業共済に加入している漁業者	漁業共済支援事業補助金	漁業者の皆さまが漁協に申し込みをした漁業共済のうち、養殖共済および漁獲共済掛金の10%を助成(契約保証割合が30%以上のもので上限150万円) 事業主体:愛南漁協、久良漁協 漁業者の皆さまの申請は不要です。加入した漁業共済の内容を基に各漁協が申請します。	愛南町役場水産課 ☎72-7312	
	農林漁業者	農林漁業者向け金融支援	農林漁業に従事されている方々が利用できる制度資金等を町ホームページに取りまとめて掲載しています。	愛南町役場水産課 ☎72-7312 愛南町役場農林課 ☎72-7311	町 HP



# 個人への支援施策



愛南町  
ホーム  
ページ

◀個人への支援施策  
一覧はこちら

区分	支援対象	支援施策・内容		担当窓口 (連絡先)	詳細の参照先
					ホームページ
給付	国民健康保険に加入している被用者	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合で、療養のため労務に服することができなかった期間において傷病手当金を支給します。	愛南町役場 町民課 ☎72-7300	町HP
	住居を失う恐れが生じている方	住宅確保給付金(家賃)	休業等で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失う恐れが生じている方に一定期間家賃相当額を支給します。	愛南町社会福祉協議会 ☎73-7776	町HP
休業支援金等	新型コロナウイルスの影響により、事業主が休業させた労働者	休業支援金・給付金	休業手当を受け取っていない方に、休業日数に応じて、1日当たり平均賃金×80%(原則として上限8,265円)を助成します。	新型コロナ対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276	厚労省HP
融資・貸し付け	休業や失業で生活資金にお悩みの方	緊急小口資金(主に休業された方向け)	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の資金を貸し付けします。	愛南町社会福祉協議会 ☎73-7776	町HP
		総合支援資金(主に失業された方向け)	生活再建までの間に必要な生活資金を貸し付けします。		
	離職や休業で生活資金にお悩みの方	離職者等緊急生活資金	【対象者】離職後、求職活動を行っているか、休業中の方で、一定の要件に該当する方に資金を融資します。 【融資条件】 融資限度額:100万円 融資期間:5年以内(6カ月以内の据え置き可能) ※制度に関する問い合わせは県労政雇用課、融資の申し込みは四国労働金庫へ	愛媛県労政雇用課 ☎089-912-2500 四国労働金庫宇和島支店 ☎0895-22-0565	県HP
猶予・免除等	町税等の納付が難しい方	納付(支払い)の猶予	【対象者】新型コロナウイルス感染症により町税等の納付が難しい方	愛南町役場 税務課 ☎72-7301	町HP
	水道料金の支払いが難しい方			愛南町役場 水道課 ☎72-0835	
	下水道使用料の支払いが難しい方			愛南町役場 環境衛生課 ☎72-7316	
	住宅使用料の支払いが難しい方			愛南町役場 建設課 ☎72-7313	
	保育料の支払いが難しい方			愛南町役場 保健福祉課 ☎72-1212	
	放課後児童クラブ保護者負担金の支払いが難しい方				
	国民年金保険料の納付が難しい方	免除・納付の猶予・学生納付特例	【対象者】令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方などの国民年金保険料の納付を免除・猶予等 【免除・猶予等の期間】令和2年2月分以降の国民年金保険料	宇和島年金事務所 ☎0895-22-5440 愛南町役場 町民課 ☎72-7300	町HP